

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区宮の森一条六丁目四番、最後の住所札幌市中央区宮の森一条六丁目四番二〇一五〇二号

被相続人 亡 佐藤千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

札幌市中央区大通西十一丁目四番地 大通
藤井ビル七階 甲斐法律事務所
相続財産清算人 弁護士 甲斐 寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市堀川町五五番地、最後の住所北海道函館市堀川町二九番一〇号

被相続人 亡 澤木 節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

北海道函館市若松町二八番一〇号
相続財産清算人 弁護士 植松 直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市上斗米字上川代三五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 工藤 勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地 福新ストアー一階 橋本剛法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山三丁目三番、最後の住所宮城県仙台市泉区東黒松二番一ノア東黒松一〇二 被相続人 亡 菅原 敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地 福新ストアー一階 橋本剛法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

仙台市青葉区一番町二一〇一四 翠ビル二階 一番町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長沼 拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐下船尾町村山七四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 五島 正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

福島県いわき市平字作町一丁目三一 TKBビル三〇二
相続財産清算人 弁護士 永山健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市日暮六丁目二三番地、最後の住所茨城県土浦市湖北二丁目九番一五三三 被相続人 亡 藤井 勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

茨城県つくば市榎戸六七〇番地 弁護士法人中田勝也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中田 勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市曲畑一五五番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 佐藤 保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

栃木県宇都宮市東浦町一〇番一 CY栃木街道ビル二階
相続財産清算人 弁護士 石田弘太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字須影八六〇番地、最後の住所埼玉県春日部市南中曽根四四二番地二 藤和春日部ハイタウン二一五〇四 被相続人 亡 岩崎 敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

埼玉県草加市草加三丁目三番三十一号アーバンオアシス草加三丁目一〇二二ズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 市橋 雅晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野四丁目一番、最後の住所千葉県船橋市習志野四丁目一番三三 被相続人 亡 奥山 忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目一二番四号 湊町十二番館七階 湊町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩田 康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城七丁目二二番一 地、最後の住所東京都世田谷区祖師谷二丁目二七番五号ガーデンハイム・世田谷二一〇一 被相続人 亡 星 秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所東京都千代田区丸の内二一六一一丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 片桐 大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中三丁目二番、最後の住所東京都台東区谷中三丁目二番一五号 被相続人 亡 蜂谷 幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一 号大手町ファーストスクエアアイーストタワー三階 三浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 間瀬まゆ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区笹塚二丁目二五番一 地、最後の住所東京都豊島区上池袋一丁目二五三〇番地、最後の住所東京都豊島区北塚三丁目一四番四号 被相続人 亡 大澤 祐二

令和八年九月八日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八階八〇二号室 弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 別宮聡太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋一丁目二五三〇番地、最後の住所東京都豊島区北塚三丁目一四番四号 被相続人 亡 大澤 祐二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一 号大手町ファーストスクエアアイーストタワー三階 三浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 間瀬まゆ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区笹塚二丁目二五番一 地、最後の住所東京都渋谷区笹塚二丁目二五番一 〇九号 被相続人 亡 石井 龍介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二二号 今朝ビル九階 辻誠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 香代

第28期決算公告

令和8年8月3日
アメリカ合衆国ネバダ州ラスベガス市
コンナムーゲームス585番地

Konami Gaming, Inc. 公彦 東尾

日本における代表者

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科目		金額(千円)	
資産部	流動資産	170,104	
	固定資産	138,556	
合計		308,660	
負債部	流動負債	72,468	
	固定負債	4,414	
合計		231,778	
純資産及び部	資本	25,000	
	剰余金	100,009	
合計		106,769	
合計		308,660	

(注) 支店 神奈川県座間市東原5丁目1番1号